

産業建設常任委員会記録

平成28年10月17日

【開催日】 平成28年10月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時55分～午前11時39分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	伊藤 實	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

建設部長	多田敏明	土木課長	榎坂昌歳
土木課課長補佐	泉本憲之		

【事務局出席者】

局長	中村 聡	庶務調査係主任主事	梅野貴裕
----	------	-----------	------

【審査事項】

請願第1号、前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書について

午前10時55分開会

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催いたします。本日の付議事項は9月定例会でもありました、付議事項、請願第1号、前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書につ

いての審査となります。まずこれについて執行部のほうから議会に上がっている請願と同様の内容が2度にわたって要望として上がっているということで、それに対する回答ももう送られているということです。その内容について最初に発表していただこうと思います。まずそれからいきましょう。

多田建設部長 本件につきましては平成26年11月、平成27年6月に要望書の形で出てきております。それぞれに対しまして、市としての考え方について公文として回答文を出しておりますので、担当課長のほうから回答についての読み上げなりを差し上げて市長部局の方向性が今市民のほうへどういう形で出ているかということをお理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

榎坂土木課長 それでは平成26年度と平成27年度の道路要望についての回答書について述べさせていただきます。挨拶のところは割愛させていただきます。道路拡張のお願いについてということで回答しております。平成26年度です。当該地区は前場川の高潮対策として河川改修が主な事業であり、前場橋の拡張については山口県に委託して工事を行っているところでございます。まず、国道190号から前場橋を通過し、西側へ向かう道路については、通行に支障のない道路幅を確保してまいります。次に、一方通行（前場橋からハラダ薬局前の三差路まで）の道路拡張については、県に委託している工事で途中までは完成していますので、地元の御協力が得られれば今後、新規事業として前向きに検討したいと思っております。何とぞ、御事情察しの上、御理解賜りますようお願い申し上げます。今後も本市の行政の推進につきまして御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。これが平成26年度の回答書でございます。平成26年度については要望が今の、現場を見ていただきましたけども、前場橋のところからハラダ薬局のところまでの三差路までお願いいたしますということが御要望の内容でございました。引き続きまして。

中村博行委員長 続いてどうぞ。

榎坂土木課長 平成27年度について御回答いたします。内容については先ほどの案件と同じですが、題目は旧国道2号線から埴生漁港に抜ける市道拡張について、でございます。回答については御挨拶のところは割愛させていただきます。本市都市計画マスタープランの地域別構想において、埴生地域の交通体系の方針については「JR埴生駅から市街地及び埴生漁港へと連絡する南北方向の道路整備を図るとともに、適正な市街地形成を図るため、市街地の骨格となる道路の整備を図ること、また、建物が密集する漁港周辺の市街地は、防災安全性を重視すること、主要な移動経路における歩道の設置を進め、海岸沿いの公園や観光施設を回遊する自転車、歩行者区間の整備を図ること」と位置付けております。御要望の内容については、整備の必要性は十分理解しているところではありますが、事業の着手には至っていないのが現状でございます。しかしながら、御要望のあった路線のうち一方通行（前場橋からハラダ薬局の三差路まで）の道路拡張については、県に委託している工事で途中まで完成していますので、地元の協力が得られれば、今後、本市全体の道路整備計画の中の新規事業の一路線に加えるよう検討してまいりたいと思います。以上が回答文書でございます。平成27年度につきましては、前場橋から埴生漁港のところまで道路の拡張をお願いしますということで、平成26年度とは延長の関係が変わってまいっております。以上でございます。

中村博行委員長 それでは、今の件について質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 今回の回答からすると、新規事業として検討というふうなそういう回答となると、これはもう検討してくれるんだということで住民側としては希望を持たせられるというか。実際にどのように検討されたのかその辺が決まっていればお答えいただきたいと思うのですが。

多田建設部長 あくまで新規事業の一路線に加えることを検討したいという回答でございます。現在道路整備につきましては継続事業のみでございます。新規事業の採択につきましてはよほどのことがない限り、採択要件もありましょうし、必要度、重要度も含めて検討してまいらなければなりません。ただ、現在市長部局の中での関係部局との調整をとることも新規事業につきましてはヒアリング等を重ねる中、現在新規事業の着手予定は持っておりませんので、今ここでどういう検討をしたかという中身についての明確な御回答ができるものを持っておりません。

中村博行委員長 ほかに何かありますか。

山田伸幸委員 今の回答からすると、新規事業への採択というのは現在全市的に継続以外はないということですのでよろしいんですね。となると、今の前場橋から薬局までについては新規事業として扱われていないということなんですか。それとも、それは県事業として進められるはずだということ表示なのでしょうか。

多田建設部長 今日、現地視察をしていただいて、途中まで広がったような状態があったと思います。これは橋を完成させる段階での周辺の整備という形の中で、残地補償等々で用地がありますので、そこを放置するわけにはいかないという形の中での現状だと御理解いただければと思います。これはあくまで県事業としてやった橋の附属した周辺整備工事であったと御理解いただければと思います。その段階で拡幅計画を持っておれば当然必要な対応策はとっていくわけでございますけども、現実にはその先を整備しようとする、これはあくまで山陽小野田市の道路整備事業になります。新規事業に当たります。したがって、今のところは計画があるからああいう形にしたというわけではなくて、県事業として橋を渡した橋のエントランス部分の整備をして現状に至っておると御理解いただければと思います。

山田伸幸委員 先ほどの回答で言うと、県事業として薬局までがされるのではないかというふうに受け取らざるを得ないのですが、それは間違いですか。

中村博行委員長 その辺りが一番重要なポイントだと思いますが。

多田建設部長 平成26年、平成27年と回答ということで、平成26年度に私は建設部におりました。そのときの時点では薬局までという要望ではございましたが、県事業で進めることについては先ほど御回答を申し上げましたように、あり得ないです。県事業であそこまでを広げる理由は、県事業としては成り立ちません。あくまで生活道路として、又は新たな市道認定をしてやるのか、今の認定道路部分になりますので、その認定道路部分の拡幅という新規事業として採択するかどうかということになるかと思いますが、その時点でも重要な位置付けはあろうかと理解はしておるけども、新規事業としての採択については少しお時間をいただきたいというふうな回答内容と理解しております。また、平成27年度におきましては更にそれを延長した形でございます。ただ、接続する部分が市道でも何でもないわけですね。国道から新たにこの事業を立ち上げるとすれば、市道の付替え、拡幅改良及び付替部分というような、今、右ドッグレッグしてタッチしております市道部分ですね。あれを直線に付け替えるんよとなればその残りの部分は市道認定から外れて付け替えられるような直線道路になろうかと思えます。ただ、接続する部分が、あくまであれは市道でも何でもなく護岸の管理用道路でございます。その管理用道路にタッチさせること自体が本当にいいのかどうか。また、市道認定付替えとしてなったときに交差点部分について、2か所の交差点改良が伴います。したがって、接続する既存の市道の整備も伴ってきますので、かなりの整備内容になろうかと思えます。実を言うところの視察を経て帰庁するまでの間、土木課長なり課長補佐なりと車の中でどのくらい掛かるのかという話を雑談程度でやっておりましたけども、かなりの金額が掛かること。また、現地で私が申し上げた中身のように

生活する上で広い道路が欲しいという要望は分かるんですけども、果たして公共事業として優先順位の高い道路として整備する位置付けができるかどうか。その辺りも再度検討しなければ新規事業として検討する時期においてそのベースとしてのものであるのかどうかということも踏まえて検討していかなければならない。回答文の中では期待をさせるような回答文だという御指摘ではございますが、行政とすれば請願道路の整備というのはある意味重要な施策の一部だと考えます。ただ、数ある道路整備の中での位置付けの中で本当に御要望のある路線自体の拡幅改良事業自体がどういう優先順位を持っていくのかという検討を重ねていかなければ位置付けができないよというところからお時間をいただくというような趣旨での回答文だと理解しております。

山田伸幸委員 では、あそこでの通行量調査とかはされているのですか。

榎坂土木課長 交通量調査は行っておりません。

松尾数則委員 請願が出ている道路ができないと例えば建築基準法上、接道距離の問題とかそういう問題が起きるような家があるのでしょうか。

多田建設部長 薬局までは、今のお話は2項道路として成り立つ道路でなければ、既存の建物については崩壊、取壊しをしないかぎりは従前のままだと思いますが、建替え等が起こったときには副委員長が詳しいかとは思いますが、2項道路の確保ができれば建替えも十分できると理解しております。

松尾数則委員 だから、それは請願の道路ができないということが、成立しないよというような家があるかどうかを聞いているんだけど。

多田建設部長 今日現地を見ただけでございますけども、あの程度の車しか通れない道ですので、4メートルは確保できていないと理解しております。

ですから、建築基準法上はあそこに真っすぐ市道が通れば、家は当然建つとは理解しておりますけども、現状では建替えは難しいかと。ただ、2項道路というのはみなしになりますので、戻りまして調べましたら長狭物になっていましたので、権原は発生していないと。ですから赤字、青字とかいうのも今長狭物扱いになっていますので、新しい構図では赤字青字表示というよりも無番地のような形で表記されておりました。したがって、2項道路というのは4メートル、道路のセンターから2メートルずつセットバックして物を建てなさいよというものですので、片側は2メートルとって控えて建てられても片側は2メートルないかも分からないわけです。それでも物は建ちますので、現状でいけば建替えがおければそれを踏まえた形でのセットバックをしていけば建替えは可能だと思います。

長谷川知司副委員長 松尾委員との話と一緒にですけど、あそこを歩いた中ではほとんどの家が建って住んでいますので建替えをするに当たっては既存の権利がございますので、支障はないと思います。多田部長が言われたとおりだと思います。だから、道路を造らなければ家が建てられないということはないと思います。そういうことで、優先的には順位は低いかなと思っております。それで、一つお聞きするのは橋の改良によりあそこの道路を途中まで広くされていますが、そのことについてはあそこまでということできちんと地元への説明は最初にあったのかどうか。そこはどうだったのですか。

多田建設部長 現場でもお話をしたんですけども、あくまでも周防高潮対策事業の一環としての事業ですので、道路整備としてあそこまで整備したわけではなく、やはり補償の関係で残地が出ましたよ、残地を何とか補償してもらえないかと。それで残地補償をしました。その残地自体を放置できないので、水はけ等を考えてグレーチングのがたつきとか、御指摘は現地でありましたけども、そういう形を含めた形でのその事業に即してできる範囲の中でやった整備の部分が道のように見えるというふうに

私は理解しております。と言いますのが、そこから先の道路計画を市が持っておれば、それに見合った形の形態として、側溝をあんな形ではなくて歩道のラインを通ってここまで持ってきてその外側はそれなりの整備をするという形ですけど、今外郭全部に対して整備をされておる状況にありますので、あくまで道路整備としてではなくてその周防高潮事業での周辺整備と理解をしております。ただ、地元に対して説明があったかどうかということについては確認しておりませんが、道路計画を持っていないですからそれは明確に申し上げます。したがって、現状が先の道路をにらんでということを経元に話しておるといえるのはいささか考えづらいと思っております。

長谷川知司副委員長 では確認ですけど、現状を見ると、さも道路が続くような形にとられやすいというのは確かですけど、それはあくまでも誤解であって橋の高潮による改良であり、それから先については一切計画はないということで確認してよろしいですかね。

多田建設部長 計画を持っておりませんので、議員御指摘のと通りの御理解をいただければと思います。

中村博行委員長 ほかにありますか。

山田伸幸委員 先日車では通ってみたんですけど、実際に狭いところを歩いてみて、あそこを全部拡張してというのは非常に不合理性を感じざるを得ないというのが率直な感想なんですけど、私が実際にやってみて切実に感じているのは公園通り周辺ですよ。あちらのほうは車の通りが多くて事故も起きているというような状況の中で、さっき聞いたんですけど、この狭い道路の中で事故は発生しているんですかと聞いたときに明確なお答えもなく、そういう切実性が何かあればまた検討もあろうかと思うんですけど、そういった、危ないとは書いてあるんですけど事故があつて困っているというような話は聞いておられないんですよ。

榎坂土木課長 私も平成26年、平成27年、土木課を担当していますけども、あそこで市が把握できるのがやはり物損事故ということになります。物損事故というのはガードレールであったり、側溝の蓋であったり、いろいろなものがぶつかったときには市の財産ですので示談をして補償をしていただきますけども、あの箇所での事故の発生は2年間ではございません。また、委員が言われましたようにあの小さな幅員が4メートルぐらいの道をそんなに高速で走ることもない。そしてなおかつ、要は用心をする道だと思うんですよね。当然道幅からみればそんなに高速で走ることはないということで、人身事故とか物損事故ということについては土木課のほうでは把握しておりません。

中村博行委員長 そういう報告はないということですね。ほかには。執行部のほうにお尋ねしておくべき事項というのは、よろしいですかね（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、執行部のほうはこれでよろしいかと思います。今日は朝早くから、視察からずっと御協力いただきましてありがとうございます。それでは。

（執行部退場）

中村博行委員長 それでは執行部のほうの質疑を終わりましたので、ここで一旦休憩をしたいと思います。そうですね、5分ばかり休憩をしてということで、暫時休憩に入ります。

（議長、副議長退場）

午前11時17分休憩

午前11時32分再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続行いたします。
請願1号について自由討議という形でまずまとめたいと思いますので。

山田伸幸委員　現地も今日見させていただきまして、非常に狭い道路である。
使いにくいような曲がり方もしているというのもよく分かりましたし、
真っすぐにしたら利便性は上がるだろうなというふうには思いますけれど、
今後の費用負担だとか、あるいはもっと優先する道路があるのではないかな
というようにいろいろなこともいろいろ考えますと、この請願を採択する
のは非常に現時点では難しいのではないかなというふうな考えを持ちま
した。

中村博行委員長　それぞれそういった形で自由討議ということで何か発言して
もらえればと思います。

杉本保喜委員　私も山田委員が言われたように、非常に移動する家、庭を道路
にするということではなくて、見てみると非常に民家の移動が多いなと
いうことを感じるんですね。ではそのときの立退料とか、それに関連す
る部分については相当な予算も考えなければいけないということを考え
たときに、山田委員が言われたようによその場所のそういう要望等も勘
案したときに、これは非常に気持ちは分かるけども難しいというふうに
私も感じます。

松尾数則委員　私はあの辺にいろいろ知り合いもおりますし、例えば南北を通
る道路、従来の埴生のまちにはないものですから是非とも欲しいという
のは十分に分かるのですが、例えば使用頻度や費用対効果等も考えてみ
まして、そこまで今請願が出ている道路が必要かどうかちょっと考えて
みるべきじゃないかなと思っております。

伊藤實委員　先ほどの執行部のほうの説明では平成26年度の要望では前場橋
からハラダ薬局のところまでを広げてほしいという要望であったわけで

す。しかし執行部としては、この執行部の答弁も少しまずいと思うんですが、期待を持たせるような答弁の中で、やはりああいう言い方、現実には新規の事業としては考えていないということを先ほど執行部のほうから明確な回答がございました。それで今回の請願については更に延長して埴生漁港までということで行きますと、先ほど現地視察しても相当な家屋の移動等も必要ということになってきます。現実的に平成26年度の請願で執行部が検討した際もなかなか難しいような事業の上、更にこの延長ということは、この請願自体が現実的ではないというふうに考えています。それで、この請願理由の趣旨等も分かるわけですが、やはり我々議会としましては市全体のいろいろな状況等も踏まえた中で優先順位を考えると、優先順位としてはまだまだ低いのではないかとこのように感じますので、今回の請願については賛成しかねるという状況です。

長谷川知司副委員長 私も皆さんと同じ考えで、金額、優先順位、それと最も重要な緊急性、これを鑑みますと緊急性そのものはちょっと薄いと思います。そういうことから市内全域から見たらまだまだほかにすべきことがあると思いますので、このたびの請願については賛成しかねるというのが私の気持ちです。

中村博行委員長 自由討議とはいえ、ほとんど討論に近い形になりましたけれど、改めて採決の前に一応形の上で、討論ということでどなたか。

山田伸幸委員 今、自由討議で皆さんおっしゃいましたようにそれぞれがやはり今の山陽小野田市の置かれている現状から見て、この請願の妥当性ということで考えると、これは採択すべきではないというふうに思いますのでそのように意見を述べさせていただきます。

中村博行委員長 よろしいですか。それでは採決に入りたいと思います。請願第1号、前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書について採択の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

中村博行委員長 なしということで。そしたら全員一致で請願については不採
択ということで決したいと思います。ありがとうございました。以上で
委員会を終わります。

午前11時39分散会

平成28年10月17日

産業建設常任委員会委員長 中村博行